

## 第3回佐久市都市計画審議会

日 時：平成26年2月7日（金）

午前10時00分～11時05分

場 所：建設部 駒場仮事務所 会議室3

### 1 開会

### 2 あいさつ

### 3 議事

#### (1) 議事録署名人の指名

#### (2) 事務報告

##### ① 傍聴者報告

##### ② 前回（第2回）議案の処理状況等報告

#### (3) 議案審議

第1号議案 佐久都市計画特定用途制限地域の決定について

事務局による説明

質疑・意見等

(委員)

300メートルの根拠というものはあるのでしょうか。

(事務局)

半径300メートルにつきましては、3種農地ということでございまして、こちらにつきましては、都市的施設の整備された区域内の農地や市街地の農地を指すものでございまして、インターチェンジが都市的施設に位置付けられていることから、インターチェンジができたことによりまして、半径300メートルが3種農地となります。1種農地、2種農地、3種農地とある中で、3種農地は条件を課さずに農転が可能となる土地になりまして、色々な土地利用ができるようになりますので、地域の良好な環境の形成又は保持のために制限をかけるということです。

(委員)

インターチェンジ周辺に一番建築されやすいものが規制されるようです。ホテルだとか、パチ

ンコ屋とかです。市内には、かなりパチンコ屋があると思うが、何軒ありますか。また、300メートルの区域の隣に建てられてしまうのではないかと思います。

(事務局)

パチンコ屋が何軒かは数えたことはありませんが、300メートルの範囲の外側は、1種農地のため、農転や、農振でこれまでどおり農地が守られていますので、今回は300メートルの範囲に限り制限をかけるものであります。

(委員)

300メートルの区域の中に何か事業所が建って、その後、事業所が閉鎖して、ホテルとかパチンコ屋の業者が買い取って経営することも制限されるということで良いですね。

(事務局)

当初は違う目的であったものを別の用途に変更することを対応する意味もございまして、この範囲内に制限をかけようとするものです。

(委員)

基盤整備がかかっている部分でもこの範囲は解くことができるのですか。

(事務局)

基盤整備がかかっている農地につきましては、一団となっている優良な農地ということで、解くことはできません。

(委員)

この制限をかけることによって、そこが3種農地に変わるということなのですか。

(事務局)

いいえ、インターチェンジができたことで既に3種になっております。

(委員)

そうすると、早急に規制をかけないと、何でもできてしまうということなんですね。分かりました。

(委員)

平成25年度の後期から農振解除の申請を受け付けておりますが、個人的な小規模な申請については判断できませんが、パチンコ屋等の大規模なものの農振解除の申請が出てきます。その場合は、地元の意向を確認するために、区なり、地元の組合会なりに尋ねると、都市的な有効利用をしたいという意向が強いです。審査する機関として、農業委員会があり、県がありという中で、解除が認められないケースがありますが、今回の300メートル以外の所、国道141号沿線等の農振解除の申請が出た時に、認めるか認めないかの基準があるのかどうか、乱開発をしてもらいたくない

いということでありましたが、申請が認められないと同じ所が何回も出してくるということが起こっております。担当部署が違うかもしれませんが、基準があるのかどうか、農地を守るということもあります、国道の沿線も解除にならないのか。地権者の意向が強いということも踏まえて、解除の基準について教えていただければと思います。

(事務局)

基本的には、国土利用計画佐久市計画等の上位計画に基づいて開発すべき場所、あるいは保全すべき場所が決められております。そういった上位計画を分かり易く皆さんにお知らせしながらご理解いただく必要があるのではないかと考えます。

(会長)

他にご意見ございませんでしょうか。

それでは、佐久都市計画特定用途制限地域の決定について、原案のとおり進めてよろしいか、挙手をもって採決したいと思います。

賛成の方は挙手をお願いします。

・・・挙手・・・

出席委員全員の挙手を得ましたので、審議会場例第5条第3項の規定により、第1号議案 佐久都市計画特定用途制限地域の決定については原案のとおり進めるよう議決いたしました。

今後この結果を踏まえて市長へ答申させていただきます。

(4) 調査審議

① 佐久都市計画ごみ焼却場について

事務局及び担当部署による説明

質疑・意見等

(委員)

この場所は活断層は無いのでしょうか。

(担当)

今回、候補地の点検を含めまして、環境アセスの中でも調べておりますけれども、活断層の確認は現時点ではされておられません。

(委員)

焼却炉の耐用年数はどの位なのでしょうか。

(担当)

環境省のデータということになりますが、概ねの目安とすれば30年から40年というのが、一つの目安になっております。

現行の中込のクリーンセンターは今年で30年を迎えようとしています。あと、同じ佐久市内の望月地籍にあります清掃センターはもう既に33年とか、34年とか、昭和50年代中盤から動き出していますので、現在では老朽化が進んでいると言えます。

(委員)

30年から40年という耐用年数ということですが、佐久市はそんなに人口の減少は無いと思いますが、全体の人口が減少することによってごみの量も違ってくるとは思います。将来的に20年30年後、ごみの量がどうなって、機械はどのように使われていくのか気になります。

その辺は対応できているのか。

(担当)

担当者としても、人口の将来の動向は気になるところでございます。施設規模については、十分慎重に、よく精査して進めてまいりたいと考えております。

(委員)

一部事務組合が佐久市と、北佐久とありますが、処理の対象区域に南佐久も入っているのですが、南佐久は入らないのですか。

(担当)

現在は佐久市と軽井沢町の一部事務組合という組織ですが、今回の新たな構成団体は佐久市、軽井沢町、立科町、御代田町の1市3町を想定しています。ですので、南佐久郡の6町村は処理を委託するということとなります。

(委員)

それは6町村の皆さんには了解を得ているということによろしいですか。

(担当)

そうです。

(委員)

硬質プラスチックや布団等が燃やせるようになるということですが、何かの燃料にでもなれば良いと思うんですが、今まで埋め立てしたものというのはそのままでしょうか。又は処理をするのか。ということですが。

(担当)

最初の部分の燃料というお話がありましたが、余熱利用としましては、現在検討しているの

は、ごみの発電、廃棄物発電を検討しているところです。東日本大震災の影響等もありまして、事務方といたしましてはごみ発電を主体で考えております。

また、埋立場の延命化の部分、最終処分場、横根うなわ沢地籍にあるんですけども、現在、埋立に収集したものを一部可燃性の方に回せないかというところを検討しているところでございます。

根幹は生活環境課の方で検討しておりますけれども、可燃、埋立、資源という概念は基本的には変えない。今までどおりリサイクルを推進していくという軸は変えるつもりはありません。

(委員)

素朴な質問なんですけれども、当然地区での説明会で、意見としてあったと思うのですが、環境アセスということの中で、農産物の影響は無いと整理をしているということなんでしょうか。

(担当)

今、整理中なので、私の方から決定的なことはお伝えできませんが、例えば、御代田地域ですと、慎重な意見は住民説明会では出ていました。できるだけ地元に入りまして、説明をさせていただいておりますが、現在の調査としては、問題ない数値が出ておりますので、新しい施設ができて迷惑かけないように、影響のないように、現在精査しておりますところですので。事務方としてもより慎重に進めないといけないと考えております。

(委員)

農産物等に対する影響の心配は当然あると思います。

きめ細かな対応をお願いできればと思っております。

(担当)

分かりました。

(委員)

他にご意見もありませんので、佐久都市計画ごみ焼却場については今後、環境アセスの作業などと並行して、関係機関の調整、地元合意形成を行い、案を作成したところで改めて佐久市都市計画審議会にお諮りすることになりますので、ご承知おき願います。

#### 4 その他

特になし。

#### 5 閉会